ニ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
［ホ・ヘ　略］
二　［略］
2　［略］

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の三　法第十三条第二項第一号ロ⑵（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書　次に掲げる事項
［イ・ロ　略］
ハ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
［ニ・ホ　略］
二　［略］
2　［略］

（届出を要する有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十六条の二　法第十三条第二項第二号イ⑵（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書　次に掲げる事項
［イ・ロ　略］
ハ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
ニ　［略］
二　［略］
2　［略］

（既に開示された有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十六条の三　法第十三条第二項第二号ロ⑵（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書　次に掲げる事項
イ　［略］
ロ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
ハ　［略］
二　［略］
2　［略］

ニ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
［ホ・ヘ　同上］
二　［同上］
2　［同上］

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の三　［同上］

一　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
［ニ・ホ　同上］
二　［同上］
2　［同上］

（届出を要する有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十六条の二　［同上］

一　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
ニ　［同上］
二　［同上］
2　［同上］

（既に開示された有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十六条の三　［同上］

一　［同上］
イ　［同上］
ロ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨
ハ　［同上］
二　［同上］
2　［同上］